

機密性2 完全性1 可用性1

達 示 第 8 号
令和6年3月1日

宮城刑務所長 岩 永 和 丸

「閉居受罰者の心得（未決用）」を定めることについて
標記について、別紙のとおり定め、令和6年3月11日から実施します。
なお、同日付けで平成31年2月26日付け達示第2号「閉居受罰者の心得
（未決用）」を定めることについては、廃止します。

へいきよじゅばつしゃ こころえ
閉居受罰者の心得

みけつよう
(未決用)

せんだいこうちししよ
仙台拘置支所

ふるかわこうちししよ
古川拘置支所

いしのまきこうちししよ
石巻拘置支所

(令和6年3月)

第1 はじめに

1 閉居受罰者の心得

閉居受罰者の心得とは、受罰生活を送るにあたって、知っておかなければならない規則等をまとめたものです。

閉居罰中は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法律」という。）の規定により一部の行為が停止となるほか、生活や行動が制限されるので、自分勝手な行動をせず、閉居受罰者の心得をよく読み、分からないことがある場合は、職員に聞いてください。

2 受罰生活における心構え

閉居罰の目的は、他の被収容者を含む他者との接触を絶ち、反則行為を犯したことを反省することです。

受罰生活では、この目的を忘れず、反則行為をするに至った原因や、どうすれば反則行為をせずに所内生活を送ることができるのかを考えてください。

第2 閉居罰中の処遇

1 閉居罰の内容

閉居罰では、次の(1)～(5)の行為が停止となります。

(1) 自弁の物品を使用し、又は摂取すること。

当所で指定する物品以外のものを使用し、又は摂取することはできません。

なお、当所で指定する物品は、衣類、寝具、食料品、飲料、嗜好品のほか、

次に掲げる物品です。

区分	品名			
日用品	タオル	バスタオル	ハンカチ	石けん
	石けん容器	シャンプー	リンス	くし
	整髪料	※ヘアピン	髪止めゴム	歯ブラシ
	歯磨き	歯ブラシケース	ちり紙	耳かき
	箸	箸箱	食品容器	コップ
	つまようじ	クリーム類	汗止め用粉末	パフ
	制汗剤	化粧水類	※生理用品	綿棒
	サンダル	座布団	ハンガー	洋服カバー
	手提げ袋	ふろしき	耳栓	シェービングクリーム
	電池式かみそり（収納ケース、はけ及び電池を含む。）			
その他	補正器具	宗教用具	※子の養育に必要な物品	
	文房具及び書籍等（弁護人等に発信する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められた場合に限る。）			

注 上記表に関する留意事項

1 表中の※は女子に限ります。

2 日用品は、同一品名につき1点までです。

なお、化粧水類については、化粧水及び乳液それぞれ1点ずつまでとします。

3 眼鏡は、遠用眼鏡及び近用眼鏡各1点又は遠近両用眼鏡1点までです。

4 宗教用具の使用を希望する場合は、その旨を記載した願箋を提出してください。

(2) 書籍等を閲覧すること。

書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。）を閲覧することはできません。ただし、「所内生活の心得」、「閉居受罰者の心得」等については、夕食後から就寝時間までに限り閲覧することができます。

なお、自弁の新聞紙（日刊通常紙及び日刊特別紙）を購入している場合は、閉居罰終了後にまとめて交付します。

(3) 自己契約作業を行うこと。

自己契約作業を行うことはできません。

(4) 面会すること。

原則として、面会することはできません。ただし、弁護人等と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除きます。

(5) 信書を発受すること。

原則として、信書を発受することはできません。ただし、弁護人等との間で信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除きます。

2 生活及び行動の制限

(1) 動作時限表

曜日 動作	平日	矯正指導日	休日
起床	7:30	8:00	8:00
朝点検	7:40	8:10	8:10
朝食	7:45	8:15	8:15
着座 (休憩)	8:15 (10:00~10:05)	8:45 (10:00~10:05)	8:45 (10:00~10:05)
昼食	12:00	12:00	12:00
着座 (休憩)	12:30 (14:30~14:35)	12:30 (14:30~14:35)	12:30 (14:30~14:35)
夕点検	16:05	16:05	16:05
夕食	16:15	16:15	16:15
仮就寝	18:30	18:30	18:30
就寝	21:00	21:00	21:00

注 上記表に関する留意事項

- 動作時限は、仙台拘置支所のもので、古川拘置支所又は石巻拘置支所に収容されている場合は、夕点検及び夕食の時間が異なります。
- 着座の時間は、職員の号令で知らせます。
- 着座時間帯の午前と午後に5分間の休憩時間を設けます。
- 仮就寝の時間は、時季により変更することがあります。

(2) 閉居罰の諸動作

ア 着座

平日、休日、矯正指導日を問わず、朝食後から夕点検までの時間は、食事、運動、入浴等の時間を除き、着座時間です。

(ア) 「^{じゅばつしゃやくざはじ}受罰者着座始め」の^{ごうれい}号令が掛^かかったら、^{ただ}直ちに^{ふくそう}服装を^{ととの}整え、^{きょしつちゅうおう}居室中央

(^{とびら}扉から^{たたみ}畳2枚目の^{まいめ}位置)で^{ろうかがわ}廊下側に^む向かって^{せいざまた}正座又は^{あんざ}安座し、^{しょうめん}正面

を^む向いたまま^{りょうて}両手を^{だいたいぶ}大腿部の^{うえ}上に^{しぜん}自然に^お置くこと。

(イ) ^{うでぐ}腕組みや^{ほおづえ}頬杖をつくなど、^{ふていさい}不体裁な^{かつこう}格好をしないこと。

(ウ) ^{じゅんかいちゅう}巡回中の^{しよくいん}職員や^{ほこうちゅう}歩行中の^た他の^{ひしゅうようしゃ}被収容者を^{ちゅうし}注視したり、^{はな}話しかけたり
しないこと。

(エ) ^{ようべん}用便は、^{かぎ}できる^{きゅうけいじかん}限り^{りょう}休憩時間を^{ちやくざじかんちゅう}利用し、^{ようべん}着座時間中に^{ようべん}用便をしないよう
に^{こころが}心掛けること。

(オ) 「^{じゅばつしゃやくざ}受罰者着座やめ」の^{ごうれい}号令が掛^かかるまでは、^{かつて}勝手に^{せき}席を^{はな}離れたりしない
こと。

イ ^{きゅうけい}休憩

(ア) ^{きゅうけいじかん}休憩時間になったら、^{じゅばつしせい}受罰姿勢を^と解くことを^{みと}認めますが、^{きゅうけいじかん}休憩時間で
あっても^{ふていさい}不体裁な^{かつこう}格好や^{しせい}姿勢をしないこと。

(イ) ^{ちやくざじかんたい}着座時間帯の^{ちや}お茶の^{せつしゆ}摂取は、^{きゅうけいじかん}休憩時間に^{する}すること。

ウ ^{ちやくざじかん}着座時間における^{りゅういじこう}留意事項

(ア) ^{しよくご}食後の^{はみが}歯磨き等は、^{ちやくざじかん}着座時間が^{はじ}始まるまでに^お終わらせること。

(イ) ^{ようべんとう}用便等で^{せき}席を^{はな}離れる場合(休憩時間を除く。)は、^{かなら}必ず^{ほうちき}報知器を^{てんとう}点灯
させ(押し)て^{しよくいん}職員に^{もう}申し出ること。

なお、^{ようべん}用便をする場合において、^{しよくいん}職員に^{もう}申し出るまで^ま待てないときは、

^{ほうちき}報知器を^{てんとう}点灯させ(押し)た^{うえ}上で^{ようべん}用便をし、^{ごこく}後刻、^{ようけん}用件の^{かくにん}確認にきた^{しよくいん}職員

に対し、^{たい}用便をした^{ようべん}旨を^{むね}申告^{しんこく}すること。

(ウ) ^{うんどう}運動、^{にゅうよくとう}入浴等を^お終えたとき(休憩時間を除く。)は、^{すみ}速やかに^{ちやくざい}着座位置^ち

ちやくざしせい と
で着座姿勢を執ること。

(エ) 身体上の理由により、着座姿勢を執ることができないと認められる者には、別途着座姿勢等を指示します。

(オ) 着座以外の諸動作については、所内生活の心得で記載している、第2「動作時限」の2「一日の諸動作」と同様とします。

(3) 服装

ボタンを全てきちんと掛けるなど、常に端正な服装に心掛けてください。

(4) 運動

閉居罰執行開始前の直近に実施した運動日から、7日以内の7日目に一番近い運動日に運動を実施し、以後、7日間に1回の頻度で実施します。

制汗剤を所持している者には、運動後にその使用を認めますが、使用する場合であっても報知器を点灯させ（押し）て速やかに使用し、使用後は直ちに着座位置で着座姿勢を執ってください。

(5) 洗濯物

着座時間帯に洗濯物を返納されたときは、速やかに所定の位置に整頓してください。

(6) 入浴

閉居罰執行開始前の直近に実施した入浴日から、7日以内の7日目に一番近い入浴日に入浴を実施し、以後、入浴日ごとに清拭と入浴を交互に実施します。

クリーム類、汗止め用粉末、パフ、制汗剤及び化粧水類を所持している者には、入浴後及び清拭後にその使用を認めますが、使用する場合であっても

ほうちき てんとう お すみ しょう しょうご ただ ちゃくざい ち ちゃくざ
報知器を点灯させ（押し）て速やかに使用し、使用後は直ちに着座位置で着座
しせい と
姿勢を執ってください。

(7) 清拭

10分間、居室内で実施します。

じっし ばあい じょういおよ ぬ みと しきゅう
実施する場合は、上衣及びズボンを脱ぐことを認めるので、支給されたお湯
をしょう したび なか い からだ ふ
を使用し、下着の中にタオルを入れて体を拭いてください。

したぎ ぬ せつ しょう せんたい せんぱつ
下着を脱ぐこと、石けんやシャンプーを使用すること、洗体や洗髪をするこ
とは認めません。

(8) ひげそり

にゅうよくび じっし
入浴日にひげそりを実施します。

でんちしき しよじ もの ゆうしょくご しゅうしんじかん かぎ
電池式かみそりを所持している者には、夕食後から就寝時間までに限り、
そのしょう みと
その使用を認めます。

(9) 針・糸

げんそく たいよ
原則として、貸与しません。

いるいとう と はず ばあい むね しょくいん もう で
衣類等のボタンが取り外れた場合は、その旨を職員に申し出てください。

(10) ラジオ放送

ほうそう こくちほうそう のぞ ちょうしゆ
ラジオ放送（告知放送を除く。）を聴取することはできません。

(11) 祝祭日菜

しゅくさいじつさい きっしょく ちゅうしょくおよ ゆうしょく じかнтаい きっしょく
祝祭日菜の喫食は、昼食及び夕食の時間帯に喫食してください。

(12) 食料品等

しょくりょうひん いんりょうおよ しこうひん ちょうしょく ちゅうしょくおよ ゆうしょく じかнтаい
食料品、飲料及び嗜好品は、朝食、昼食及び夕食の時間帯のほか、
ゆうしょくご しゅうしんじかん かぎ きっしょく いがい じかん
夕食後から就寝時間までに限り喫食することができますが、それ以外の時間

喫食することはできません。

(13) 不服申立て等

法律の規定による不服申立てを希望する場合、弁護人等に発信を希望する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要として発信を希望する場合は、その旨を記載した願箋のほか、使用する文房具及び書籍等を記載した願箋を提出してください。

発信や使用する文房具及び書籍等は、当所でその必要性等を判断します。

(14) その他

ア 願い事及び物品購入の受付は、通常どおり実施します。

イ 夏季処遇、冬季処遇等により、処遇の内容に変更があるときは、その都度告知します。

ウ 遵守事項等に違反した場合に限らず、本心得に違反した場合も調査の対象となります。